

低入札価格調査制度の一部変更について

1. 概要 過度な低価格の入札による品質の悪化を防止するため、「失格基準」について「調査基準価格」との乖離幅が全国平均程度となるように引き上げを行うものです。

この上げ幅については、山形県低入札価格調査制度の一部変更（令和4年7月1日）と同様の内容としております。

変更内容は、主に「失格基準」の引き上げですが、「調査基準価格」などについても山形県に合わせた見直しを行います。

2. 適用日 10月12日に公告、10月26日入札を行う案件から

3. 対象事業 建設工事及び建設工事関連業務委託

4. 主な変更点 ①建設工事

- ・調査基準価格の上限額を10分の9.5→10分の9.7に引き上げ
- ・失格基準の率をおおむね10%引き上げ

- ②建設工事関連業務委託

- ・地質調査業務、土木コンサルタント、建築工事の積算基準を準用して設計する業務委託の調査基準価格の算出基礎の一部項目
- ・失格基準の率をおおむね5%～10%引き上げ